

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第33号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円程度以上）」を加える。

第4条の3第3項中「第4条の29第2項」を「第4条の32第2項」に改める。

第4条の10第1項第2号中「もしくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法もしくは条例第11条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、もしくは終了し」に、「額」を「額もしくは駐車場等の料金」に改める。

第4条の11中「提示」を「提示又は第4条の19に定める駐車場等たる要件を具備していることおよび駐車場等の料金を証明する書類の提出」に改める。

第4条の14第1項中「第4条の19第4項」を「第4条の22第4項」に改め、同項第1号ア中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改める。

第4条の34を第4条の37とする。

第4条の33第1項ただし書中「第4条の31第1項」を「第4条の34第1項」に改め、同条を第4条の36とし、第4条の30から第4条の32までを3条ずつ繰り下げる。

第4条の29第2項第1号から第3号までの規定中「第4条の26」を「第

4条の29」に、「第4条の27」を「第4条の30」に改め、同項第4号中「第4条の27」を「第4条の30」に改め、同項第5号中「第4条の26」を「第4条の29」に、「第4条の27」を「第4条の30」に改め、同項第6号中「第4条の27」を「第4条の30」に改め、同条を第4条の32とし、第4条の24から第4条の28までを3条ずつ繰り下げる。

第4条の23第1項中「第4条の20第1項」を「第4条の23第1項」に改め、同条を第4条の26とする。

第4条の22第1項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改め、同条を第4条の25とする。

第4条の21第1項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同項第2号中「もしくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法もしくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、もしくは終了し」に、「額に」を「額もしくは駐車場等の料金に」に改め、同項第3号中「第4条の23第2項」を「第4条の26第2項」に改め、同条第2項および第3項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同条を第4条の24とし、第4条の20を第4条の23とする。

第4条の19第1項中「第4条の21第2項第2号」を「第4条の24第2項第2号」に、「第4条の24」を「第4条の27」に改め、同条第4項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に、「（第4条の15各号に掲げる職員に係るものを除く。）および条例第11条第2項第1号」を「、条例第11条第2項第2号」に、「第4条の17第1号」を「第4条の17第2号」に、「」をその支給単位期間の月数で除して得た」を「）および条例第11条第3項第1号に定める」に、「第4条の21第2項」を「第4条の24第2項」に改め、同条を第4条の22とする。

第4条の18の次に次の3条を加える。

第4条の19 条例第11条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の11の規定に基づき決定し、もしくは改定する手当額の基礎となる経路もしくはこれに準ずるものとして別に定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設である

こと。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者もしくは条例第8条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして別に定める施設でないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場等に係る通勤手当を支給することが適当でないものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に定める要件とする。

第4条の20 条例第11条第3項の規則で定める職員は、第4条の17第2号に掲げる職員とする。

第4条の21 条例第11条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ アおよびイに掲げる場合以外の場合 別に定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和 7 年秋田市条例第 61 号）第 2 条の規定による改正後の秋田市職員給与条例（昭和 28 年秋田市条例第 4 号）第 11 条第 3 項に規定する駐車場等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、改正後の秋田市職員給与条例施行規則第 4 条の 10 の規定の例により、その実情を届け出なければならない。